

【背景】


- 障害者手帳のカード化については、当事者から、これまでも要望があったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。
- 他方、健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、障害者手帳のカード化の検討に着手することとした。

1. カード化に向けての検討方針**(現行の仕様)****① 身体障害者手帳(更新なし)**

手帳所持者の基本的な情報に加え、補装具費の支給状況などを加筆していく仕様。

② 精神障害者保健福祉手帳(2年更新)

手帳所持者の基本的な情報に加え、更新日を加筆していく仕様。また、表紙や券面などの見えやすいところに精神障害者や等級の記載をしないなど、手帳所持者に配慮した様式。

 自治体の選択により、カード化を可能とする方向で検討。

[カード化する際の論点]

- ▷ 身体障害者手帳については、補装具費の支給状況等の記載方法や記載の必要性を検討。
- ▷ 精神障害者保健福祉手帳の更新日はカードの裏面に加筆していく仕様に。
- ▷ 手帳型の方が記載内容が外から見えにくいという利点もあるため、当事者が手帳型かカード型か好きな方を選択できる仕組みを検討。

※ 療育手帳は自治体の判断でカード型にすることも可能

障害者手帳のカード化に係る省令等の整備

- 手帳の様式が規定されている省令を改正し、カードでの交付を可能とする。
- 紙及びカードの様式例は障害保健福祉部長通知において規定。

「身体障害者福祉法施行規則」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の改正内容

① 身体障害者福祉法施行規則

- ・第5条の身体障害者手帳の記載事項から「本籍」及び「補装具費の支給に関する事項」を削除。
- ・別表第4号の様式を削除。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

- ・第25条に規定されていた別記様式第3号を削除。
- ・変わって第25条に精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項を規定。



- ・手帳の様式は、省令ではなく障害保健福祉部長通知において規定。
- ・通知は技術的助言という位置付けであるため、自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能。

障害保健福祉部長通知の主な内容

〔手帳の様式〕

- ▷ 省令の改正を踏まえた紙の様式と、新たにカードの様式を例示。
- ▷ 当事者が希望する場合はカードでの交付も可能とする。
 - ※ カードを導入するかどうかは自治体の判断であり、カードでの交付を義務付けるものではない。
 - ※ 療育手帳については、すでにカードでの交付が可能である旨を改めて周知。

〔カードの仕様〕

- ▷ プラスチック等の耐久性のある材料を用いること。
- ▷ 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- ▷ 備考欄及び有効期限の更新は、手書きでの記載や押印が可能な加工を施すこと。
- ▷ カードの縁に切り欠きを入れる、点字シールを貼るなど、視覚障害者が触ってわかるような仕様とすること。

〔身体障害者手帳の障害名の記載方法〕

- ▷ 現在は傷病名＋障害の程度を記載することとなっているが、プライバシーへの配慮を求める声があることや、記載スペースが狭くなることに鑑み、視覚障害、聴覚障害等の障害種別のみの記載で足りることとする。